

スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程
認定事業認定校各位

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 中村和彦

新型コロナウイルス感染症に伴う、スクール(学校)ソーシャルワーク
教育課程認定事業に対する対応の廃止について

日頃より本連盟の事業推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

会員校の皆様におかれましては、2020年より、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言や感染状況の拡大・悪化を受け、対応に苦慮されてきたかと存じます。

本連盟では、2020年4月9日付の「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴うスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に対する考えについて」において、「スクール(学校)ソーシャルワーク実習」については、社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程に関する文部科学省・厚生労働省の通知「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(2020年5月14日付)で示された内容に準じ、新型コロナウイルス感染症の発生に関連して、実習施設等の代替が困難である場合は、認定校のご判断により、実習に代えて演習等を実施するなどによって必要な知識及び技能を習得することとして差し支えないことをご連絡しておりました。

この度、厚生労働省より『「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」の廃止について』(令和5年10月17日付)が発出され、この間の社会福祉士・精神保健福祉士養成における対応の取扱いが原則として廃止されました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に対する対応も廃止としますことを、ここに通知いたします。

なお、できる限り速やかに従前の教育体制を整備することが望ましいところですが、実習施設の確保等について、速やかに対応することが困難な事情がある場合には、令和6年3月31日までの間、これまでの「新型コロナウイルス感染症の発生に関連して実習施設等の代替が困難である場合は、認定校のご判断により、実習に代えて演習等を実施するなどによって必要な知識及び技能を習得すること」と同様の対応として差し支えありません。

これにより、今後は、以前と同様の実習を行うことを念頭に、実習施設を確保するとともに、授業・実習等を計画する必要がありますが、実習を実施する時期において、認定校等又は実習施設での感染者の集団発生等により、やむを得ず実習の実施が困難になった場合には、上記期限(令和6年3月31日)以降も、当面の間は以前の「新型コロナウイルス感染症の発生に関連して実習施設等の代替が困難である場合は、認定校のご判断により、実習に代えて演習等を実施するなどによって必要な知識及び技能を習得すること」と同様の対応として差し支えない旨、併せてお知らせいたします。

本対応については、認定校の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

以上

<参考>

・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」の廃止について(令和5年10月17日付)

http://www.jaswe.jp/doc/20231017_tuuchi_jissyucovid19haishi.pdf